



ファミ・ポリティク



1997年冬号

No. 18

CONTENTS

「女性国会」うらおもて……………②

ゲリラ活動から表舞台へ……………⑥

医療費はどうなる? ……………⑧

「政党」は議員立法の妨害者だ! ……………⑫

女性議員のページ 秋山良子さん ……………⑬

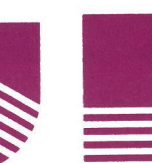
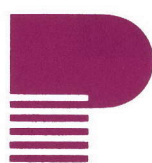
矛盾だらけの年金制度 ……………⑭

官庁の中で市民運動! ……………⑰

ここが言いたい——投稿のページ ……………⑱



女 だ か ら
政 治



国会を舞台にした一大イベント

「女性国会」

うらおもて

10月4日、参議院創設50周年を記念して開かれた記念行事「女性国会」。国会の内と外で、女たちが力を合わせて実現した前代未聞の大イベント——その舞台裏には何があったのか。

田中喜美子



女性議員がいかに少ない、どうしてもっと数を増やさねば……議会の外側に暮らしている私たちも感じているこの思いを、はるかに痛切に感じているのは国家の「内側」にいる女性議員たちである。誰が何といつても、数が足りない。

参議院の定員二五二人中、女性はわずか三五人。衆議院に至っては、五一一人中わずか二三人、土井人気とともに盛り上がりを見せた女性議員が、やがては滅亡寸前の希少動物にもなりかねない。小選挙区制はこの傾向に確実に拍車をかけるだろう。

橋本総理は内閣改造に当たって、女性はすべてシャットアウトした。女性議員の数も増えていけば、これほど蔑ろにされることはなかったに違いない……。

超党派で手を組む女性議員たち

「先進国」のなかでこんな状況にあるのは日本だけ。いくら何でもひどすぎる——と考える女性議員を中心に「女性国会」のプランが芽ばえたのは去年の秋。以前から市民運動のなかで協力していた円より子さん、

堂本暁子さん、院外からは樋口恵子さん、久保田真苗さん、赤松良子さんなど、雑談の席上でイベントのプランが浮上した。

そのうち「女性議員を増やす」という話なら参加するわ」と共産党の吉川春子さんも加わってだんだん話が煮詰まり、五七人の女性議員が一万円ずつ出しあつて実行委員会の運営費にし、実現に向けて歩み出した。一人一万円ずつというところがいかにも堅実にほほえましい。

国会議員中心の運動と言っても、オカミの威光でことが進むわけではない。他の市民運動と変わらず、議員会館のなかで集まるにしても、いち自分たちで場所を確保するためにてんやわんや。民間の女性たちが会議の場を求めて市民会館や女性センターを手配するのとまったく同じ苦労をしながら、それでも週に一度は集まって、討論に明け暮れたのである。

しかし国会を舞台にするとイベントを自分たちだけでやるのはやはり無理。国会の議事運営スケジュールを一手にぎっている各党議員の「議事運営委員会」通称「議運」に計って、参議院創設五〇周年の催しにからめてもらうように運動し、結局参議院を舞

台にした「女性国会」のかたが固まった。

公表したのは今年の一月、各党から女性議員が一人ずつ参加し、男性議員のおちよくりを尻目に開催が決まった。

十の委員会に

二五二人の「一日議員」

参議院の議員定数は二五二名。自治体の広報や各地の女性センターなどで「一日女性議員」を募集したら、一六〇九人の応募者が殺到した。

その全員にレポートを提出してもらい、そのなかから地域や年齢をバランスよく考慮して「一日議員」が選ばれた。最後はくじ。二〇代の女子大生から、八四歳の女性まで、公務員、地方議員、自営業、教師など、主義思想もさまざまな人々たち。主婦は少なかつたという。

この「議員」たちが、各々興味のある十の委員会に所属する。

委員会は「食と緑」「環境・エネルギー」「女性が考える教育改革」「働く女性」「少子・高齢社会」「女性の人権」「女性と国際協力」「女性の平和への貢献」「女性の政治参加・政策決定」「女性と経済政策」ダントツに人気があったの

は「少子・高齢社会」と「女性の政治参加・政策決定」などの委員会。定員をオーバーしたところは、くじびきで所属を決めた。

十月四日の午前は、各委員会で、二人の有識者の五分ずつの問題提起の後、委員全員が一人二分ずつ意見発表というスケジュール。あまりのタイトさに、欲求不満が残ったことはたしかだろう。

委員会では副委員長が総括発言、委員長は午後からの本会議で三分間の発言という段取り。

正副の委員長を決めるときにも、ふつうの女性の会合と正反対、「どなたか」と言えば「ハイ！ハイ！」とすばらしい勢いで手が上がる。どの人も言いたいことがいっぱい、自民党の肝いりで実現した「子ども国会」での子どものちの元気のなさど対照的だったという。

借りてきたネコ

男性議員

四日の本会議の前日、三日の夜は前夜祭だったが、面白かったのはそのパーティに参加した男性議員たち。

橋本総理をはじめ、自民、新進、社民など各党・会派か

ら約十五名が出席したが、女性のあふれる会場についたとき、入口でたじたじ……ようやく中へ入ったものの、男ばかり固まって借りてきた猫の風情。ドブねずみ色の男ばかりの政治社会で、終始居心地の悪さを味わっている女性議員の気持ちの方が分かつたろう、と女性たちはニヤニヤ。

橋本総理は笑顔の大盤振舞だったが、ペルーの日本大使館人質事件で大使館員夫人の「内助の功」を讃えたり、自民党的体質をむきだしに。

おまけにリップサービスのつもりで「今年と言わず来年も、こうしたイベントを毎年行いたいもの」と口をすべらしたのはまずかつた。

冗談じゃないわ、女性議員の数が少ないからこんなイベントすることになるんじゃない、毎年イベントしていればいいと言っ話じゃないものね……と怒った議員は少なくない。

議員側を代表してあいさつした扇千景さんはさっそく、なぜいま、女性議員を増やさねばならないのかから説きおこし、一日も早く「女性議会」などというものをしないで済む政治状態をつくらねばいけない、と堂々の主張。女たちの気持ちを代弁して大喝采を博したのだった。

政治を自分のものに

「女性国会」はいわば「お祭り」。しかしその意義は決して小さくない。

「女性のための政治スクール」を主催している平成会

(新進党)の円より子さんは言う。

「ほとんどは政府の準備した法律案を、国会の委員会で議員が質疑し、それから本会議にかけられて法律ができる。その法律が私たちの運命をきめていくわけですよ。それなのに私たち女は、その仕組み



にあまりにも縁遠く暮らしている。こんなイベントをすれば、日本の津々浦々から出てきた女性たちが、立法院というものをすごく身近に感じますよね。そして自分の地域に帰れば、少なくとも百人の人にはこの話を伝えてくれると思うの。そうすればその人たちに政治が身近なものになると思う」

彼女の言うとおり、「ただの市民」である私たちは、議員会館に行くだけでも勇気がいる。

初めて議員会館に行ったら、き、もの怖じしい私でも、一階のロビーにたむろしている男性たち(女はほとんどいなかった)の顔つきが一種独特で、気味がわるかった。議員の周囲に群がる人々は、ふつうの市民と感触が違う人たち、と言ったら言い過ぎであろうか。

しかしそれから十五年、議員会館のロビーに、「ふつうの市民の顔つき」をした男女が増えている。そうした人々が、暮らしに身近なものとして「政治」に関わりはじめているのだ。利権屋でない「ふつうの市民」が議員会館に気軽に出入りするようにならなくて、政治はいつまで経っても私たちのものにならない。そしてそのためにもま

ず、自分たち市民のなかから信頼できる人を国会に送りこむことが必要なのだ。

主張は

右から左まで

もっとも「女性国会」での各委員会の委員長の所信表明は千差万別。どの人もその一日前に打合せで役割がきまっただけなのに、三分の持ち時間を十分につかいこなし、堂々の発表ではあったが、なかには「女性が考える教育改革」の分野で「女性の社会進出によって家族が崩壊し、青少年問題が起こる」「教育勅語に戻って」「母親の役割を大切に」などとびっくりするような発言も飛び出した。

思想信条・主義主張にかかわらず一日議員を公募するのだから、さまざま意見が飛びかうのは当然ではあるが、女性の政治進出をはかるための場で、目的と一八〇度矛盾する「女は家庭に」の発言を聞くことはおかしい気がする。原理原則にもとる発言に関してだけはある程度のお互いわけが必要ではなかったか。

しかしこうした発言もまた、背後にそれを支えるかなりの人口を擁しているという現実を忘れてはならないだろう。「男は仕事・女は家庭」の

理念に「同感しない」とはっきり答える男女は、年々増え続けているものの、一九九五年度の調査で、まだ四八パーセント、過半数に達してはいないのだから。

女性議員なら

だれでもいいのか

こうした意識のズレは、四日の本会議に、最後の締めくくりとして登壇した女性議員の主張のうちにも見られた。

もっともはっきりした例は「女性の人権」委員会への所属大臣として登壇した自民党の長尾立子さん。彼女は第一次橋本内閣で、法務大臣をつとめた官僚出身参議院議員である。

最初は「女性の見方」的発言で滑りしたが、夫婦別姓問題について「国民に世論調査をしてみると、まだ実施するような状況にはない」と否定的見解を述べ、会場にざわめきが走った。

もちろん政治家としての彼女が何を考え、何を言おうとも自由だが、首をかき上げたくなるのは、同じ長尾さんが一九九六年、政府の法制審議会が別姓肯定の答申を提出したとき、法務大臣として「こうした答申を受けて、こんなに嬉しいことはいません」

と答弁をしていることだ。
あの子の「こんなに嬉しいことはない」の答弁は、彼女のどこから出たものだったのだろう。

女性ならどんな女性でも、議員になってほしい、とばかりは言えないと感じさせられた一幕であった。

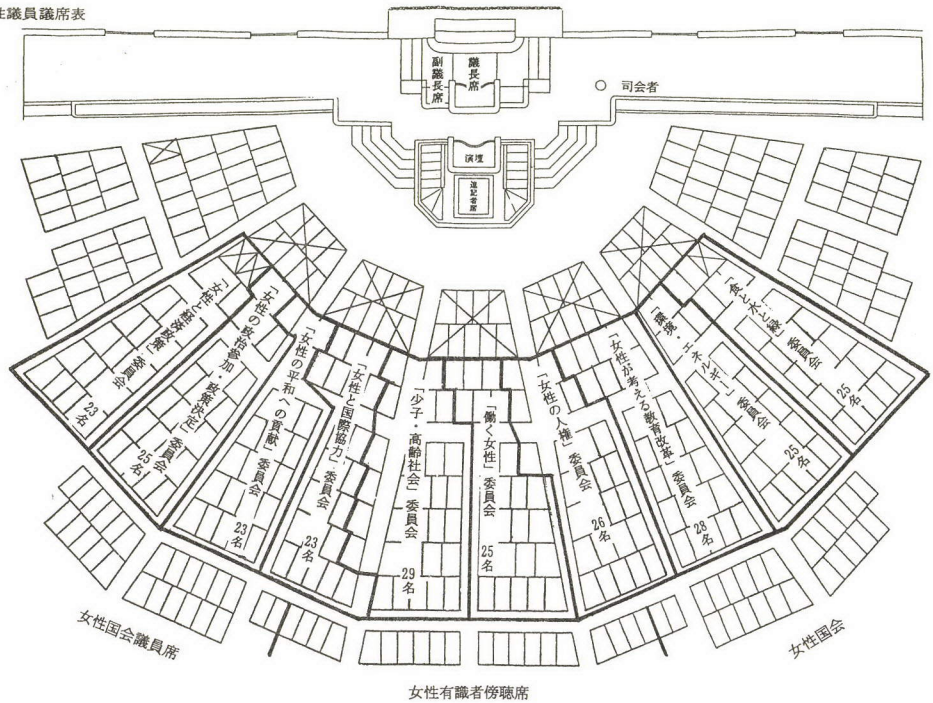
参加者の声

今回のイベントで楽しかったのは東京都出身の大学生、佐々木仁美さんが議長に選ばれたことである。

「クジに当たっちゃって……議長になってしまい、委員会に所属できなかったのが心残り。ともかく皆さんの積極性と発言のすばらしさ、驚きました」と言う彼女だが、政治に興味を持ったのは実に小学四年生のとき。

国会見学に彼女たち生徒を引率してきた教師に、「ここは日本中で一番悪いことをする人たちがいる場所だ。だから君たちは大きくなったらここに来て、正しく直さなければならぬ」と教えられたのが最初のきっかけだと言うのだから驚く。日教組との対立のなかで、文部省は社会科学教育のなからあらゆる思想性を骨抜きに

女性議員議席表



しようとして努めてきた。しかしどんな内容にせよ、教師が自己の信念を吐露できる自由をぬきにして、子どもの心に政治への情熱を点じることは不

可能ではないか、と改めて考えさせられる。「応募者が少ないと聞いてそれじゃあ、と応募したのですが、六倍の人がきて……そ

の上女性たちの熱意と能力にはただ驚くばかりでした」と言うのは長野県の上田市市会議員の石川美和子さん。「女性と国際協力」委員会の委員長となり、「女性国会宣言起草委員」としても働いた彼女は、「前夜祭」のパーティのご馳走もろくろく食べず、打合せに追いまくられたという。

自立した

わたちの力を

こうした目で見直してみると、「女性国会宣言文」や各委員会の報告が、参加者の生の声でつづられたものでなく、自民・野党各党・共産の三党があらかじめ用意したものを事務局が皆に配ってアレンジさせた、という事実はいかにも残念に思われる。

テーマエとしては、「宣言」や報告の起草は、三日に決まったばかりの正副議長と各委員会委員長の役目。タイトなスケジュールのなかで、一から起草するなど物理的に到底無理と言えるかもしれない。しかし参加者のひとりひとりにあらかじめ起草した「宣言」を寄せておいてもらい、起草委員がそのなかから最高のものを選ぶなど、やろうと思えば工夫はいくらでもあったはずである。

官僚主導の政治からの脱却をめざしながら、「女性国会」にも官僚のしぼりがかかっているのではないかと、と思われる部分がちらちらする。ひとつの例が、参加者名簿の非公開の原則。

これだけの大きなイベントに参加した女性たち同士が連絡をとりあい、ネットワークをつくれればどんなにすばらしいだろう、と思うのに、それに歯止めをかける装置ができています。「自分の住所氏名は伏せておいてくれ」と言う人があるので「名簿は公開できない」と事務局がいうのである。「女性国会」に参加し、発言しようとする勇氣ある女性がそんなことを言うとは思議だが、もしそうであるとしても、その人々の名前だけ除外すればすむことである。

互いにつながりを持ちたいと願っているより多くの女性たちの望みを、そんな姑息な理由ではねつけていいものだろうか。「規制緩和」と言いながら、わたちのネットワークの実現に歯止めをかけようとする何ものかの力を感じる。私たちの社会を本当に開かれたものにするために、こんなところにも「情報公開」の必要性を改めて感じるのである。

ゲリラ活動から表舞台へ

傍聴席から議員席へ！ 飛躍を果たした新人町会議員

「ダーティ」のイメージがなくて、何があろうとあそこだけは近づくまいと思ってきた世界で、何の因果かちよど一年。

地縁・血縁で運営される田舎の行政の、議会便りもなかった町の現状を逆手にとつて、傍聴席から議会便りを発信するという何年かを過ごしたオトシマエというかたちで、初

のよそ者・しかも女の当選だったから、入った私も大変ならしく、そこはかたない空気になつて迫ってくる恐怖心に耐えるストレスはかなりのものだった。

町役場の恐怖のマト新人議員

ある日、ちよつとした資料が欲しくて訪れた課の職員が、資料を持つ手がぶるぶる震えていた。

べつに取って喰うわけでもないのに、自業自得とはいえない寂しいものがあった。だから

「世の中でいちばん嫌いなところは役場」。

しかし一年近く言い暮らしてきたこの台詞も、おかげさまで最近少し様変わりしてきたようだ。身の処し方の要領を得てきたというか、遊べるようになってきたというか。

さて、当選後の初議会で選挙および割り振られるのが各種の委員会。

日米構造協議の結果、社会資本の整備という美名のもとに、人口一万人未満のわが町でも始まった二〇年計画の大規模な下水道工事。国家財政の危機的状況と国際経済の動きから推して、これは早晩挫折せざるを得ないだろうという予感を以前からもっている私は、希望して下水道関係の二つの委員会に入った。

が、皮肉だったのは広報委員への指名。

なぜならこの委員会は、私の傍聴席発の議会便りに対抗するために議員の手による「議会便り」を発行するため

に生まれたものだったから。現職の委員たちの、何食わぬ

風に振る舞う折々にしみ出てくる「何か」の気配に、これまた何食わぬ風を装いながら「フーンだ」という思いを抱いて向き合っている私。その風景をご想像ください。

毎度毎度の「懇親会」

「会費制です」というただし書きつきだが、年四回の議会の後は、毎度「懇親会」でしめくくり。

当方の姿勢としては「懇親会」という言葉が出てくるたびに、「エ、またあ」というかけ声を律義にかけ、その声のトーンをだんだん上げていくことにしている。

順番に回ってくる職員の盃を受けては、傍の鉢植えの水やりをするしかない下戸には「なんでこんなもんがいいんやろ」とただ不思議。もっとも最近では「徹底的な下戸である」ということを売り物にして、うやうやしくキリンレ

モンをオチヨコに注いでもらつてしらせせるという戦法を編み出して楽しむ。

仲よしごっこはゴメンだ

議員控室の話題といえ、最近開店したスナックの人事や、開発用地にあつた山の持ち主たちのふところ具合の観測ばかり。天下国家はいつ論じるの？

その上なにより閉口なのは、オンボロ役場のさほど広い部屋に充滿するもうもうたるタバコの煙。目はシヨボシヨボ、喉はイガイガ。

亭主も煙草を吸わないせいですが、ネを上げた私は、議員控室には立ち寄らないことにした。

すると何カ月か過ぎたある本会議の後、おもむろに寄ってきた副議長から、なぜ議員控室を避けているのかとまじめに聞かれ「議員同志はおたがい仲よろらにやあかんで」。それならおうかがいしますけど、と言いたいことがよく起る。

かねて気になつてならなかつた問題に、遣伝子組み換え食品のことがあつた。ここで意見書提出の勉強をしよう。どつちみち気になつてしかたがないのなら行動したほうが楽と事務局で書き方を教わり、女二人の議員が署

名、捺印して提出した。

このもう一人の女性議員というものが、私と同時に出馬、無事当選を果たした三十一歳のヤングママ。じつは私の長女の同級生。

遊びにくるたびに「これからは若い人達が政治に動かさなきゃだめ。そうしないと何にもよくなつていかないよ」と言う私の口癖を聞かされつづけた彼女は、「それならおはちゃん、私みたいに頼りのうて、小さい子供抱えて、条件最低の人間が動いて見てもろうて、あんな人でもできるんやったら私のほうがよっぽどましや、つて思う人が出てくるとしたら、私が動いて見てもらう値打ち、あるやんねえ」

「よくぞ言うてくれた」

もろ手を挙げ拍手した私と、地元出身の彼女のそれからの日々は、貧乏選挙の準備をすこしずつ進めながら、泣く、笑う、呆れる、怒る、嘆く……。強固な地縁と血縁に囲まれている彼女には私にはない状況の厳しさがあつたが、この選挙をやりとげることと自己確立のチャンスにしたいと考えた彼女の意志は、最下位ではあつても当選というかたちで実つた。

もっとも、下から二番目は私だったから、目くそと鼻くそなのである。

さて、その彼女と連名の意見書もおじさんたちにはいっこうにピンとこない内容だったらしいのだが、それでもなんとか無事通過させるために「議運扱い」ということで一任してくれんか」という議長の意見。なんでそんなややこしいことを、と尋ねると、「通らんんだらカッコ悪いやんけ」とのこと。

しかし新人の私たちには「ギウンアツカイ」ということの意味もわからず、「ま、いいか」と議長に一任。

なにしろ意見書のほかにも、請願書や陳情書、要望書など何種類もあって、正直いってなにがなんだか、聞いた端から頭のなかでゴチャゴチャになって困っていた。一つやればとにかく一つは覚えられる、という気分だった。

しかし今後順番に声をあげたいことといえば、デポジット制のこと、原子力エネルギー反対、温暖化防止について、廃棄物ゼロに向けて、根本的な税制改革、行政改革の促進……これらのどこが「通らんんだらカッコ悪いやんけ」なんだろう。

さて本会議まででできあがってきた意見書は、議会運営委員会の人メンバが提案者や賛同者に名を連ね、私はおまけ。相棒の彼女などは省略である。

けれど誰が出した意見書かはみんなが知っていて、三浦はんは気に喰わんとなりや平気で町長選挙はやるわ、一般質問に公共下水道問題なんぞをもちだして町長を怒らして平然としとるわの反町長派やから、そんな人の出した意見書にうっかり手エあげて誤解されて、点数下がったり仲間外れになつたらえらいこつちや。

こういう問題は共産党も賛成するし、共産党といっしょのところまで手を挙げるのはケツタクソ悪い……、もろもろの重大な思惑が働いて、副議長はじめ、保守派無所属を自認する人たちの手は挙がらない。

意見書はなんとか過半数の賛同を得て通り、あほらしさも含めて私はいくつかのことを学んだ。

議決もつきあい！

同じ本会議にもう一つ、ウルグアイ・ラウンド農業関連対策の推進に関する意見書というのが不意に出てきた。簡単に言うところ「行政改革が進められてるけど、ウルグアイ・ラウンド合意のさいに約束した農業予算は減らしたらあかんよ」という意味の意見書のようである。が、持って回った言い方や、現状の町の実情とそぐわないことが書かれてるなど、まごつくことが多

すぎた。それに行政改革はちゃんと進めないと、結局のところいつか自分たちに返ってくる、「これはやめとこ」。

一瞬早く隣の彼女が「おばちゃん、私、あげへん」「お、やるね順ちゃん。私もや」

本会議終了。机の上を片づけていると突然、後ろから怒鳴り声が降ってきた。

「三浦んつ、お前はなんやねん。俺は、議長に頼まれてお前のやつに協力したつたゆうのに、お前、俺のときにはなんで反対するんや。そんなことするんやつたら、そんなことするんやつたら……」

真つ赤な顔で怒っている。なんとというばかばかしいことを……私もムカツときた。

「こういうことはね、貸し借りの問題ではないでしょう。論議の内容が問題なのよ、内容が」。

前回の予算議会のとくにも同じようなことがあった。

予算委員会の後、本会議場

で予算委員長によって委員会での報告が行われたが、その内容が不満だった私は、大事な報告が抜けていると指摘すると、委員長は硬直したように棒立ちになって、目をシロクロ、口をばくばくさせて立ち往生。

見かねた議長が「〇〇君ちよつと」と呼ぶと、まっしぐらに議長席へ突進した委員長は、なんと議長の机とひざの間へ

スポーツと頭を突つ込んでしまつた。小声のやりとりにあわせ、直角に曲がってのぞく腰と尻がくらくら、ゆらゆらと揺れる。まるでノミだった。あまりの光景に呆れて見とれ、猛然とおかしくなつたのは家へ帰ってからだった。

今日の議会運営委員だつて、内容が意味不明だからとあそこで質問したら、似たような立ち往生をしたに違いない。

「この前に続く第二弾は気の毒やと思て、質問せえへんかった武士の情けがわからんや

から」

しかし、議員が賛否を決する意見書なら、なぜ議員全員に事前に見せないのだろう。「なんで」と聞いても、きつと議長はいつものように「そういう慣例になつとんのや」というだけだろう。

どうなる町の前途

外為法が改正になる来年からはしばらく倒産ラッシュになりそうだとか。朝の新聞で、わが町の関わる大手開発業者の株価を見ると七六円。「よう会社、続けてはりますなあ」という金額だった。

開発協力金だのなんだのと、町とは深い関係に陥っているのなのだが、と考えるが席したこの日の広報委員会では、再任された××委員の顔写真がネクタイをしているかいないかでもめていた。

公共事業七%削減という政策発表があり、わが町の公共下水道事業の補助金も一五%削られるとか。「やつぱりねえ」と言えば担当が気の毒、「ごくろうやねえ」と私は言った。私も少しは「進歩」したのだ……。



法改正のポイント

日本の医療保険には、規模の大きい企業が従業員とその家族のために運営している組合管掌保険、中小企業の従事者が全国規模の一つの保険に加入している政府管掌保険、公務員等の人達の共済保険、それに自営業の人や年金生活をして人達が市町村ごとに加入している国民健康保険がある。

このうち先の三つが会社などで働く給与所得者が加入している医療保険なので被用者保険という。日本は国民皆保険制度をとっているのです、誰もがいずれかの保険に加入することが義務づけられている。病院などの医療機関や処方箋を受け付ける薬局では、個々の患者ごとにかかった医療費を記した診療報酬明細書、いわゆるレセプトを作成し、それを各健康保険の支払元へ送る。すると一応の審査を経て健康保険側で負担する分を医療機関に送金してくる。患者はそれぞれの保険ごとに決められた率に応じて、二割とか三割とかいった一部負担金を窓口で支払っておくわけである。

今回の健康保険法等の改正は、この患者の一部負担金が

増えたのである。そのポイントは次の三点である。

(一) 被用者の健康保険の本人が、病気やケガのために病院や診療所などにかかったり薬局で薬をもらったりするときに窓口で支払う一部負担の割合が増えたこと、(二) 病院や診療所などの外来に通って処方してもらった薬の代金に、保険の種類に限らず、新たに一部負担金が設けられたこと、(三) 老人医療の一部負担金が変わったことの三つである。

【従来と変更後の詳細については表参照のこと】

第一に、これまで医療費の一部負担金を一割だけ窓口で支払えばよかった被用者の健康保険本人の人は、二割を支払わなければならないとなった。

たとえば、これまで総額一〇〇〇〇円かかる治療を受

けた場合、窓口では一〇、〇〇〇円しか請求されなかったのが、これからは二〇、〇〇〇円かかるようになったということである。

ただし、扶養家族の人たちは入院治療は二割負担、外来治療は三割負担とこれまでと変わらない。また、国民健康保険の場合も、入院・外来とも三割とこれも今までと変わらない。

この負担増で最も影響を受けるのは、政府管掌健康保険の加入者である。大きな健康保険組合や共済組合は、かかった医療費をかなり払い戻してくれる制度が設けてある。しかし、政府管掌健康保険では、

戻りの率は一月に六三、七〇〇円以上の場合だけと国民

健康保険並みであるため、一家の大黒柱の病気がとてもこたえることになる。

第二に外来の薬代についてだが、これまではもらった薬の代金の一部を自分の健康保険の負担割合に従って支払えばよかった。たとえば一錠が一〇〇円の薬を毎食後に一錠一日三回、一週間分処方されたとする。その代金は、一〇〇円×一錠×三回×七日分＝二、一〇〇円となる。組合健康保険の扶養家族なら三割の負担なので六三〇円が支払額となる。

今回の改正では、これにさらに薬代の一部負担が上乗せされ、薬の種類が多ければ多いほど自己負担が増えるようになった。

たとえば先の薬の他に、就寝前に飲む内服薬も一種類処方されていたとする。内服薬の場合、薬が一種類ならこれまでと同じ自己負担なのだが、二〜三種類になると一日あたり三〇円、四〜五種類では一日あたり六〇円；と一部負担が加算されていくので、この場合は六三〇円に三〇円×七日＝二一〇円を加えた八四〇円を支払わなければならない。処方される薬がいろいろになればなるほど負担が大きくなる。

たのである。

また症状が出たら飲みささないなどと臨時・緊急対応的に処方される薬を頓服薬というが、これは一調剤ごとにくら、塗り薬などの外用薬では一種類ごとにくらと自己負担がつくことになった。

必要のないのに飲み切れないほどの薬を処方してもらっている人は減らしてもらえばいいが、慢性的疾患や難治性の疾患で複数の処方薬を切らせない人は負担が増えることになる。

第三に、老人保険法による医療費の一部負担、すなわち七〇才以上の人（寝たきりの人などは六五才以上の人）が窓口で負担する費用も変わった。外来ではこれまでひとつの医療機関で一月に一〇二〇円窓口で支払わなければならないのが、外来一回につき五〇〇円を一月に二〇〇〇円を限度として支払うことになった。また、入院では現行で一日に七一〇円を負担していたところを、一気に一日に一〇〇〇円の負担が決まった。これは平成一〇年度には一一〇〇円に、平成一一年度には一二〇〇円に引き上げられる予定である。

外来は月に二回以下ならこれまでと同じになるが、入院ではあきらかな負担増である。

どうなる？ 改正をめぐって

「少ない負担で大きなサービス」の時代は去った。
私たちの支払う医療費の自己負担額は確実に増える。
医療サービスのシステムは大きく変わろうとしている。

堀越由紀子

お年寄りは病院ではなく在宅で過ごしなさいということだろうか。

保険制度について

日本は、昭和三六年に国民皆保険制度、すなわちみんなが何らかの健康保険に加入して保険診療を受けることのできる状態を作り出した。

今では保険があるのが当たり前と思っている人もいるかもしれないが、世界の国々は医療費をいろいろな方法でまかなっている。たとえばイギリスのように一切を税金で負担している国では、どんな人の医療費も原則としてまったく無料である。またアメリカのように主に私的保険で対処している国では、お金があればいい保険に入れるが逆の場合は大変である。世界一の先進国であるはずのアメリカの国民は、実に三割近くがアンダーインシユアランスすなわち保険給付が十分に受けられないか、ノーインシユアランスすなわち保険に加入できていないといわれる。

そもそも保険制度とは、ある事態をリスクと考える人が集まり、その事態が起こってしまった時に困らないように、あらかじめ決めた保険料を出し合って貯めておくことから

医療費は健康保険法の

始まる。そして、不幸にもリスクに遭遇した人に災難の大きさに応じてお金を支払われる仕組みである。

旅行保険を考えてみよう。旅行保険は、旅の途中で病気やけがで治療したら何百万円まで、カメラが壊れたら何万円まで支払いますとか、万一死亡したら何千万円が遺族におりますという具合に保障の内容が決まっている。

海外旅行をしたことのある人はわかると思うが、旅行の日程や保障額の大きさによって支払う保険料が異なっている。想定されるリスクは旅先での病気や事故、盗難や持ち物の破損、そして不慮の死などである。あたりまえのことだが、お金はそういった災難

に会わなければ支払われない。それでも安心料だからと保険料を出し、何も受け取れなくても文句を言う人はいない。

こういった保険制度は、みんなが支払う保険料の蓄えと災難が起こったときに支払われるお金の収支のバランスが崩れると破綻する。旅行保険損害保険会社が事故の発生する確率を専門的に計算し、会社を営んで利潤も出るように保険料を設定している。だから絶対に損などしないようにできている。生命保険会社も同様に経営がうまくいって蓄えた保険料で土地転がしを試みる余裕だつて生じたのである。

少し乱暴だが、この保険制度を国が運営するのが社会保

険方式ということになる。医療保険や公的年金、付け加えるなら公的介護保険もそれである。これらは公共性が強いものであるために、国が制度を支え、決してつぶれないよう管理している。医療保険も、国民が病気やけがをしても常に安心して医療が受けられるようにと考えられている。

では、その運営は民間の損保会社や生保会社のように黒字でいくかという、なかなかむづかしい。

若い働き手世代の人口が多く、経済も順調であった時代には、みんなの医療費を払ってもまだ十分なくらい健康保険の保険料がプールされていた。

しかし、働き手の数に比べてお年寄りの割合が増え、経済も低成長の時代にはいると、まず自営業者ばかりでなく定年退職後の人達も加入する国民健康保険が破綻して、税金で応援する部分が増えた。

次に政府管掌組合健康保険が厳しくなり、小さな健康保険組合が苦しくなり、ついには大きな健康保険でも収支のバランスが悪いところが出てきている。そこで、国民にかかる医療費は国民が負担するべきという考えから、ここ数年の間に医療費や療養費の自己負担が増やされているので

ある。

医療費の増加と対応策

厚生白書によれば、日本の平成七年の国民総医療費は二七兆円に達し、国民一人当たりが一年に二二万円前後の医療費を支出した計算になる。

ところで、医療費というのは面白いもので、放っておけば毎年六%前後、一兆円を大きく超える規模で自然に増えていってしまうという。

病気やケガのために治療を必要とする需要と、それを引き受ける病院などの供給側の関係が医療にもあつて、両方の要因で国民全体にかかる医療費は増えてきた。

どうしてそうなるだろうか。まず気付くのは、この数十年のあいだに私たちは子どもを産むのも病院、足腰が弱くなつたと行くのも病院、最期を迎えるのも病院と、「生老病死」をまるごと医療の中に持ち込んできたことである。さらに現代社会には医療の需要が増す要素がたくさんある。交通事故故しかり、飽食の果ての慢性病しかり、競争社会でのストレス病しかりである。

また、医療技術の進歩も医療費を増大させる要因である。新しい薬や技術を医者は使いたがり、新し物好きの日本人

はよるこんでその恩恵に浴せうと、需要と供給がおり合つて医療費を使う。開業医も病院も競つて設備投資をして最先端の機器を入れ、その減価償却のために機器はフル操業となるのだが、ちゃんと検査してもらつたほうが安心と私たちは喜んでその費用を払うのである。

でも、医療費が増えるものと大きな理由は、高齢化社会の到来によつて、ただでさえ病気になる確率の高いお年寄りの人口が増えたために、いわゆる老人医療費が膨れあがつているからだとされる。こうした事情は世界の先進諸国に共通の問題で、介護や年金の費用まで医療費に食われてしまつては大変と、医療費の総枠を制限しようという政策がいろいろ考えられている。

社会保障の用語にパイの理論というのがある。単純にいうと、大きなパイの一切れを得るためにはパイそのもののサイズを大きくしなければならぬという理屈である。高福祉高負担という言葉はまさにそれを表現しているが、どうやってパイを大きくするかといえば福祉目的税の徴収、保険料の増額、あるいは自己負担の導入などが考えられる。スウェーデンやデンマークなどの北欧諸国の福祉制度が

たびたび紹介されるが、これらの国ではサラリーマンの給与の半額は税金と社会保障費用として徴収される。北欧をもてはやす人は多いが、一方で国としての活力がないなどのコメントも聞こえ、日本人が自分の国をどのようにしたいのかはつきりしない。

もうひとつのやりかたはパイのサイズは変えないが、切り分けるときに大きく取つてくる方法である。まず、国全体のお金をパイに見立てたとき、医療や介護や年金にかかる費用をもつと取つてはいけないのかという問題がある。意外なことに、高騰する高騰すると騒がれている日本の国民医療費は、国民総生産いわゆるGDPとの対比において先進諸国の中では非常に低く、アメリカの半分なのである。

医療費が大変だと厚生省や医療経済学の先生は言うのだが、どのくらいまでなら許容範囲なのかを定かにする人は少ない。

住専処理や某老舗の証券会社のために直接間接に使える国のお金がたくさんあるのに、またおかしな公共事業の支出も数知れずあるのに、医療の分はないなんて誰が信じるだろうか。百歩譲つて、社会保障関連費用のパイの中では、医療の取り分が大きくなりす



堀越由紀子さん

ぎているとするなら、医療費の自身に無駄がないかをよく調べ、節約する必要がある。

日本の医療の特徴

医療というパイを検討するときには、日本の医療制度の特徴を踏まえておかなければならない。

まず、保険診療の体制を支える診療報酬制度という仕組みがある。医療保険制度では、診察、薬、手術などの医療の内容を標準化してあらかじめ点数化し、その合計で費用を算出している。現行では一点あたり一〇の換算で、出来高払いである。医者は自由に診療することができ、行った医療行為、処方した薬、実施した検査などをすべて積み上げて合計額を算出し、収入を増やすことができる。

一見合理的な制度だが、簡単に医療収入に結び付く薬や検査がもてはやされ、医師の

技術の熟練度は考慮されないし、看護ケアの費用など人的サービスの側面が低く見積もられているなどの問題もある。十数年前、老人病院で診療報酬の出来高払い制度が悪用される格好の場となった。必要のない検査、点滴による栄養補給、多種類の薬などが無制限に用いられ、その結果老人の医療費は高騰した。

その反省も踏まえてだろうが、伸び率の著しい老人医療費を抑制するために、現在老人の病院では定額制といつてどんな医療を行おうと一日に決まった額しか保険からは支払われない方式が取り入れられている。

その結果、老人病院から点滴、抗生物質、検査機器が消え、その代わりヘルパーさんやリハビリスタッフが増えて、お年寄りは元気になったと言われる。

アメリカではすべての疾患にDRG(ダイアグノーティック

ク・リレイデッド・グループ)という定額制が導入され、診断ごとに治療の内容が決められていて、支払われる費用の金額に上限が設けてある。湯水のように薬を出しても、山のようにならぬ額しか支払いませんといわれるのだから、医療機関は最も少ない時間と経費で最も高い治療効果を出さなければならない。今後わが国でも、医療費の総額を制限するためには、老人医療以外の部分に定額制が取り入れられると思われる。

日本の医療体制のもう一つの特徴は、医療機関の選択が自由にできる点である。日本の医療にはいろいろな問題があるが、いつでもどこでもほぼ好みの医療機関にかかれる自由さにおいては世界に類をみない。

たとえばイギリスでは、ホームドクター制度が徹底している。勝手に専門医を受診したり大病院にかかったりすることではできない。まず地区ごとに決められているホームドクターに相談し、紹介状を書いてもらつて初めて次の医療機関に行けるのである。

アメリカは自由競争の国だから、病院選びもさぞかしとて医者や病院の選択は日本ほ

＜健康保険法等の一部を改正する法律について＞

1. 健康保険法の一部改正
 - (1) 医療保険制度及び老人保健制度の在り方やその全般にわたる改善に関する基本的事項等について調査審議するため、新たな審議会を設置すること。
 - (2) 一部負担の改定
 - ①被保険者本人の一部負担の割合を法律の本則に定める2割（現行1割）とすること。
 - ②外来の薬剤に対する一部負担を設けること。（6歳未満の者は免除。）

・内服薬	投薬ごとに1日分につき	
	1種類	0円
	2～3種類	30円
	4～5種類	60円
	6種類以上	100円
・外用薬	投薬ごとに	
	1種類	50円
	2種類	100円
	3種類以上	150円

・頓服薬：投薬ごとに1種類につき10円
 - (3) 政府管掌健康保険の保険料率の引上げ
8.2% → 8.5%（労使で折半）
2. 国民健康保険法の一部改正
 - ①外来の薬剤に対する一部負担を設けること。
※健康保険法の一部改正と同じ内容。
 - ②暫定的に定額負担とされている保険基盤安定制度の国庫負担について、段階的に増額を図ること。国民健康保険組合の国庫補助を見直すこと。
3. 老人保健法の一部改正
 - ・一部負担の改定
 - ①外来 1回につき500円
ただし、同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度。
（現行 同一保険医療機関等ごとに1月1,020円）
（注）外来一部負担の額は、1日当たり医療費の伸びに応じて平成11年度以降スライド（2年に1回）。
 - ②外来の薬剤に対する一部負担を設けること。
※健康保険法の一部改正と同じ内容。ただし、低所得者（市町村住民税非課税世帯等に属する老齢福祉年金受給者）は免除。
 - ③入院

1日につき	9年度	1,000円（現行710円）
	10年度	1,100円
	11年度	1,200円

 ただし、低所得者は、1日につき500円（現行2月を負担限度として1日につき300円）
（注）入院一部負担の額は、1日当たり医療費の伸びに応じて平成13年度以降スライド（2年に1回）。
4. 関係法律の一部改正
船員保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関し、健康保険法に準じた改正を行うこと、その他関係法律について所要の改正を行うこと。
5. 施行期日
一部の事項を除き平成9年9月1日

ど自由ではない。

日本は保険証さえあれば誰でもかかりたい医者にかかれる。専門医だろうと大病院だろうと、紹介状なしでも受診はできる。その自由さが日本人の健康を守ってきた反面、いわゆる大病院志向、専門医志向、あるいはドクターショッピングなどによって医療費を増加させてきた。

厚生省も日本医師会もかかりつけ医制度を奨めてはいるが、どの業界にも増して高齢化が進む開業医の実態に、

「元氣な時はともかく、ちよつと心配になったら大きな病院」と語る患者は減りそうもない。

これに対して進められている対策が、病院の機能分化の推進と紹介制度の徹底である。病院を、重装備で高機能の大病院からお世話中心の老人病院まで機能別に分け、それぞれに見合った診療報酬制度を設けようというものである。医療費抑制のためには全体として長期入院を是正したいので、患者の状態にあわせてさつさと病院間を移動すること、

あるいは在宅ケアないし地域ケアに移行することを進めようとしている。

私たちは何をすべきか

健康保険法等の一部改正の背景を見ながら、私たちの医療費について述べてきた。繰り返しになるが、これからの時代、医療や介護や年金にかかる費用は、それが保険料というかたちであれ税金としてであれみんなで負担するしかない。でも、言われるままに

ハイハイとお金を出すのはごめんである。

医療の費用というものは、自分や家族が病気がケガしてみないと何にいかほどかかるのか実感などできない。現実には健康保険ではカバーされない支出も多い。医者や看護婦への謝礼も慣例となつていりし、入院となれば室料や共益費のようなもの、交通費や電話代など目に見えない出費が山ほどある。

ところが、病人やその家族の立場になつてしまうと、身体的にも精神的にも時間的にも余裕などなくなり、請求される費用を安いか高いかなど考えるゆとりもなく、右から左へお金を動かしていることが多い。あるいはいつまで続くか知れない支出に不安を抱きながら、お金が続く限りはできるだけのことをという場合もあるだろう。

そうなる前にできることがあるとすれば、まず予防すること。腕のいい、ちゃんとした医者を探しておき、早め早めに診てもらおうこと。

腕のいい医者とは文字どおり診断や治療における医学的な力量をさす。ちゃんとした医者というのは、医業の経営よりも医学者としての興味よりも患者の健康のためにだけ働き、無駄なことはしないと

いう意味である。そんな医者を探すのは難しいのだが必ずいる。蛇足だが、もし逆の医者に会つたら即座にやめてめたほうがいいと言つて歩く。

また、飲む必要のない薬は処方してもらわぬこと。日本は医療費の三〇％を薬剤費が占めている。これはアメリカの三倍、ドイツやイギリスの約二倍である。要は薬を売って薬で儲ける医療をすつとやつてきたのである。その果てが薬害エイズの災厄であつた。誰でも身に覚えがあると思うが、医療機関で処方された薬の飲み残しはとても多く、実に処方された薬の六〇％は捨てられているとも言ふ。これでは環境汚染にもなりかねないと危惧する人もいるのである。

そのために、医療機関にかかるときには自分の心配ごとや、してほしいこと、希望することとしなさいことなどを誰にでもはっきり伝えられるようになり、どういう治療の方針でいくかを医者たちと話し合えることが大切になる。自分や家族の健康を守り、ひいては環境を守り、世の中の仕組みがちゃんとするように働くのは、やはり私たち女性なのだから。

「政党」は議員立法の妨害者だ！

鈴木由美子



秋葉忠利議員

国会が「立法」機関であるということは、子供のころ社会科で習った。議場で乱闘している国会議員が、奥の部屋ではネジリ鉢巻きで法律案をせっせと書いているイメージを思い浮かべたものだ。

しかし実際には、国会に提出される法案の大部分は内閣がつくって提出したものであり、国会では審議し議決するだけであるケースが多い。最近の国会では、内閣提出の法案と議院提出の法案は一〇対一の比率になっている。

これを見て、やはり日本は中央官僚が優秀な国なのだ、国会議員は法案をつくる能力などないのだと批評されるこ

とがある。

それに対し「いや、そうじゃない、原因はほかにある！」と主張するのは、社会民主党の衆議院議員秋葉忠利氏。九六年初めの社会党委員長選に、村山富市氏の対抗馬として立候補したあの人、数学者でテレビキャスターも経験した変わり種の議員さんである。

「政党がジャマをしているんです。議員が自分で法案をつくって、国会法の規定通り二〇人以上の賛同署名を集めて持っていったら、政党の国対委員長が承認印がないという理由で、議事事務局が受け取ってくれないんですから」
国会法第五六条には、議員

が議案を發議するには衆議院で二〇人以上、参議院では一〇人以上の賛成を要し、予算を伴う法案は衆議院で五〇人以上、参議院では二〇人以上の賛成が必要としている。議員が必要な数の賛同者を集めて法案を提出すると、議長が適当な委員会にその法案を渡して審議させる決まりになっている。

ところが、今の議事事務局は政党トップの認めていない法案を議員から受け取らない。たとえば九三年には、上田哲議員が中心になって議員立法「国民投票法案」をまとめ、秋葉議員も賛同者に加わったが、国対委員長印がないことを理由に「受理できない」という返事であった。

国会法には、政党国対委員長のことなど、何も書かれてはいない。秋葉議員のいう「国会法違反」の慣行がまかり通っている。党議拘束が、法律よりも強い世界なのである。

「もちろん一番ひどいのは自民党ですが、政党には必ず大きな圧力団体がついていて、その既得権を守る役割を政党が果たしている。そのためには議員を縛る党議拘束が必要なんです。日本ほど党議拘束が強い国は他にありません。政党には、企業など圧力団体

の意向を実現する目的で働く総会屋体質があります。こういう政治構造自体が問題です」と秋葉議員は言う。

「法案を考える能力のある良心的な議員は国会のなかに大勢います。葉害エイズの問題だって議員立法でもっと早くいい手が打てたかもしれない」

秋葉議員の願うように、議員が良い法案をつくり、超党派で賛同者を増やして国会を通す道が開ければ、さしせまつた課題に対応できる法律が次々に生まれるかもしれない。それは政党トップ間の取引中心の国会に風穴を開けることになる。秋葉議員が、議員立法のカベだという日本の政党。しかし政党は、議会制民主主義に不可欠な存在でもあり、秋葉氏もその一員である。

政党の中からの強烈的な政党批判により党が変わるのか、あるいは批判者が立場の矛盾を攻撃されることになるのか。いずれにしろ秋葉氏の率直な発言は、波風を立てずにおかないだろう。

同時にそれは、主権者である私たちに對する問いかけでもある。政党は何のために結成され、議員の活動にどこまで拘束力を持つべきなのか——この問題を直視する必要がある。

女性議員
の
ページ

山口遼子

秋山良子さん

あきやま よしこ 愛知県幡豆町町議会議員

1946年生まれ。愛知県幡豆町で、夫とともに学習塾を営む。91年に幡豆町町議会議員に初当選。95年、2期目当選。政治姿勢は「議員は、町民にとって是非かで決断すべき」。家族は夫と娘2人。



右が秋山良子さん

幡豆町は三河湾に面した風光明媚な町。この町の町議会議員、秋山良子さんは、かつて行政訴訟で勝訴し、新聞紙上で大きく報道された。

秋山さん夫妻は長年、民主的な町政を望んで、二人で町長候補者の応援をしたりしてきたが、なかなかイナカのドロドロした選挙戦が打破できなかった。

そんな中で、こういう選挙はもういい加減やめよう、新しい候補者を立てて、新しい選挙をやるう、という動きが友人たちの間に高まってきた。「その候補者に私が推薦されたんです。さんさん迷いましたが、他市で市議をしている高校時代からの友人に『何かカッコつけてんの。落ちたっていいじゃないか』っていわれて、そうだと、結果は二の次だ、とにかくやってみよう、と決意しました」

女のくせに夫をさしおいて立候補だと！と老父は怒ったが、「今は何かとしがらみの多い男より、女の方がいい政治をする力がある。良子はその最適任者なんだ」と、夫の健さんは自ら進んで説得してくれた。

選挙は九一年の四月。それまであと二カ月しかない。

秋山陣営（夫プラス女性グループ）は、「会報」を出す

ことにした。「いい選挙はいい政治につながる」「女性も政治参加を」というのが、その主題。短期間に四回出した会報、大反響。特に女性層から、斬新！と歓迎された。他

方、意外な候補者の登場は、地元保守派層の逆鱗に触れる。おさまりの威嚇、恫喝、誹謗中傷など、妨害の嵐。

「事務所も貸さない、政策発表もさせない。あれもダメこれもダメ。地域の中で仲間はズレにしたり、なりふり構わず、ですよ」

しかしそこで弱みを見せては負ける。弱い相手と見ればどんな手を使っても、切り崩してくるからだ。その点は都市型選挙に比べればはるかにドラスティックなだろう。

結局、強気で押し通した秋山さんをくずせなかった対立候補が、立候補を取りやめ、見事当選を果たした。

秋山さんを知る人たちは、推薦の理由として「年功序列で、民主的とは言いがたい男中心の町議会でも、相手を説得する力がある」「論理性がありながら現実性に富む」ことをあげる。イナカ方式を十分承知した上で、民主的な意見を貫いていけるウツワだということだ。

「それでも一三キロ痩せましたよ、最初は」と秋山さん。

さて、冒頭の勝訴の話。平成六年、当時土木常任委員だった秋山さんは、県道拡幅事業にからんで、幡豆町町長が不正な支出をしたことをつきとめた。

「県道拡幅で立ち退きに応じた住民の中に、一軒だけ、充分な補償を受けていながら、それだけでは足りない、移転先の宅地造成費用も出せ、とごねた家がありました。当時の町長はなんと、その人の言うままに『県道関連工事』名目で町費から一四〇〇万円も出してしまったのです」

これは明らかに不正支出。秋山さんは七年一月、名古屋地裁に行政訴訟を起こした。

判決は八年の秋に下り、全面勝訴。県と町の間経費の負担区分を乱したこともさることながら、特定の個人に法外な補償をすることは、行政の公平を害する、との判決事由。町長は全額の一四〇〇万円返還を命ぜられた。

日本で行政を訴えて勝つケースはきわめてまれだという。勝訴後、議会はいつべんに刷新された、となれば万々歳だが、実際にはそう甘くない。

しかし秋山さんのように、できることを一つ一つ丁寧にゆるがせにせず正していく、それが議会を民主化する早道ともいえるのではなからうか。

年金制度

見役世代の女性の声

国広 陽子

老後の暮らしの経済的基礎として年金は重要だ。稼げなくなった後の生活を経済的にどう支えるのかは長寿社会の課題である。ところが受給者が年金額に強い関心を寄せ、制度の行方について投書や署名活動など熱心なのに比べると、年金制度について「現役世代」（保険料を負担している世代）の関心はいま一つ。とくに女性の関心はうすい。

二〇歳になると学生を含む誰もが国民年金制度に加入し保険料を納めているのに、「どうせ破綻するから納めなくても」などという声さえ聞こえる。

では、公的年金が破綻した場合に親の老後を経済的に支えられる

のか、自分自身の老後はどうかといった現実問題を見据えているのかという甚だ心もとない。

お尻に火が付くまで例によって「誰かがなんとかしてくれ」「なんとかなるさ」とケセラセラ気分を決め込んでいるつもりなのか。それは自分で保険料を納めておらず、年金制度の主人公という自覚がない女性が多いからかもしれない。

■年金制度は自然消滅するわけではない

公的年金制度は保険料と税金によつて支えられている。「経営破綻」はゆるされない。国民がどのような年金制度を望むのかを把握し、それを実現するのは政府の役割である。また納入した保険料を政府がどのように運用しているかを監視し、年金にどれだけの税金を投入してもよいのかを判断するのは国民の役目である。年金はすぐれて政治的なテーマなのであり、年金制度の破綻は、本来、国民による「つぶすのか、つぶさないのか」という判断と無関係ではありえない。「つぶれる」という自動詞で年金制度を他人ごとのように語る語り方の中に、その人の政治との距離感が反映しているのではなからうか。

「超」がつく高齢社会、女性の老後は男性より長い。老後生活の安定をどう確保していくか、その

ために年金制度をどう見直すべきかについて、現役世代の女性もつと関心を持ち、意見を出してほしいと思う。わたしたちにはその権利があるし、義務があるはずだ。とはいえ、女性が年金制度に関する議論の外に置かれてきたのもまた事実である。

■年金制度と第三号被保険者問題

日本の公的年金制度は基本的に二階建てである。一階部分が国民年金（基礎年金）、その上に国民年金基金、被用者（勤め人）の

場合は報酬比例の厚生年金、共済年金がある。負担側をみると公的年金の被保険者は3タイプあり、勤め人が第二号、「第二号の被扶養の配偶者」が第三号、そしてそれ以外が第一号である。女性についてみると第二号が一二七〇万人、第三号が一二一六万人、一号が九八七万人である（平成七年発表）。第一号が納めている国民年金保険料は定額で現在一か月一二八〇〇円。第二号は標準報酬月額に応じた一定割合の保険料を納める。勤め先の企業がその業務を代行し、保険料の半分は雇い主側（企業など）が負担する。

特異なのは第三号である。第三号が将来受け取る基礎年金の額は、第一号二号と同額である。夫の給料から三号分の保険料も天引きされていると誤解している人

もいるようだがそうではなく、第三号自身は保険料を全く納めていない。国民年金制度は積立式（自分が積み立てた分を受け取る）ではなく、現役全体で受給者の年金を負担する扶養の形をとっている。積立てもしないので受け取るなんてずるい」とは言いにくい面がある。しかし、同じような所得のない学生や自営業者の無職の妻は毎月保険料を納めているのに、なぜ「サラリーマンの無職の妻」だけが負担ゼロで給付が受けられるのか、その理由説明は困難だ。第三号の保険料分はだれが負担しているのか。

厚生年金は、制度全体で基礎年金の給付のための「基礎年金拠出金」を負担している。その負担額は第二号と第三号の合計数に応じて決まる。つまり、第三号の保険料がないために、相当額をシングルルの女性や男性、そして共働きのカップルも含めた勤め人全体が実態として負担しているのである。一九九四年度の場合、第三号被保険者に代わって、「専業主婦」の夫が年間約五万円、共働きの夫が約三・六万円、共働きの妻が約二・六万円分を負担したという試算がされている（木村陽子さんによる）。

■昭和六〇年の「改革」と第三号の誕生

サラリーマンの無職の妻が、第三号被保険者として保険料を納

矛盾だらけの

——年金改革にむけて

大企業中心の右肩あがりの経済成長に疑問を持たず、「女性保護」的な発想が当然視される社会的雰囲気の中で、「夫はサラリーマン、妻は専業主婦」のカップルを前提に「改革」は行われた(当時年金審議会には女性委員はたった一人しかいなかった事実を知ってほしい。今も二〇人の委員中三人。年金という国民全部にとって重要な問題を論じる場で女性と年金の問題が限定的にしか論じられない原因の一つだ)。

■第三号の何が問題か

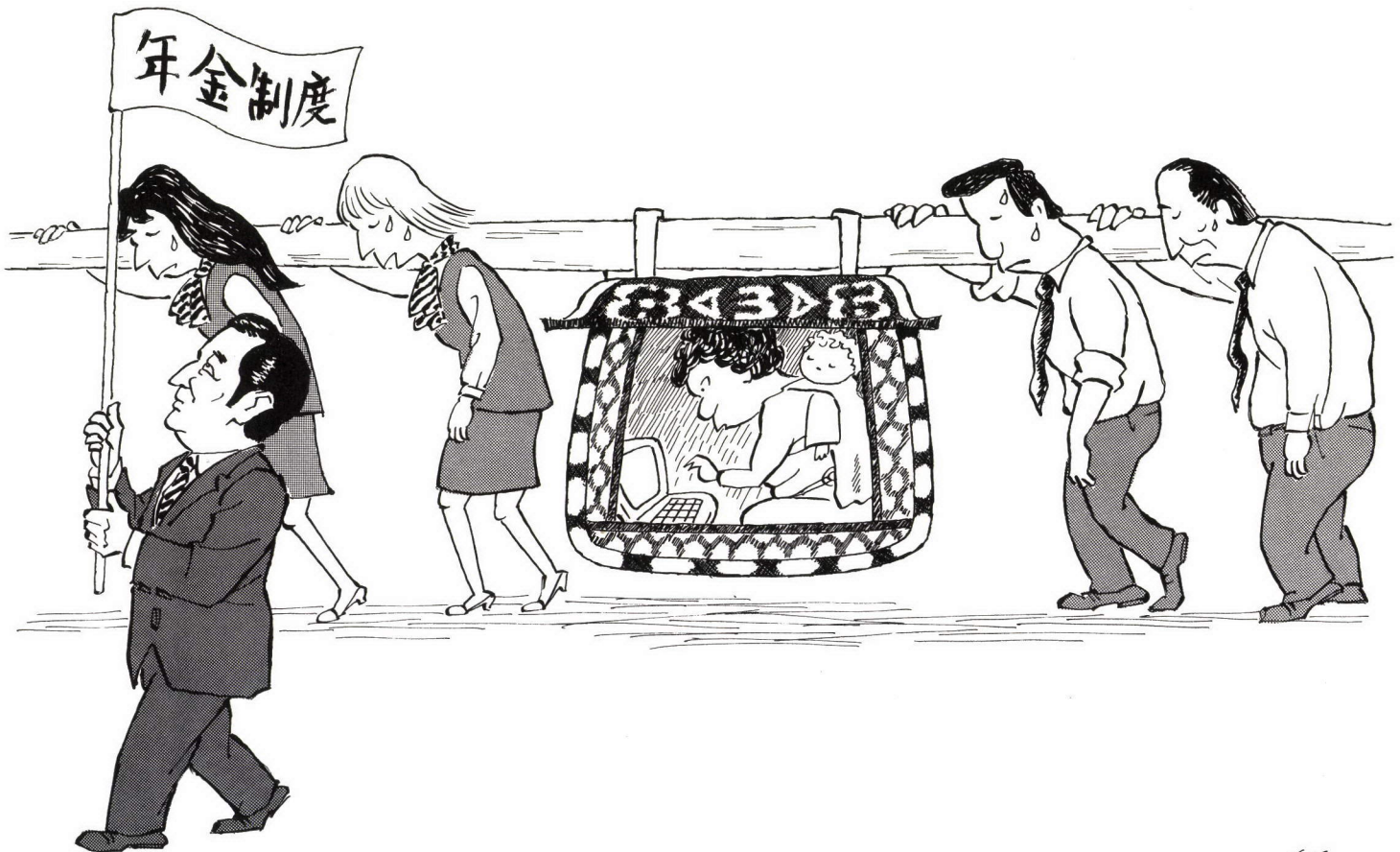
女性問題解決の方向が、保護から平等へと大きくシフトし、女性のエンパワメントを重視していることと「第三号問題」には深い関わりがある。

第三号という制度は、サラリーマンの夫に経済的に全面的に依存して生活する妻のいる家族(ペイドワーク専業主婦とアンペイドワーク専業主婦)優遇制度である。

ところがいま家族のあり方は多様であり、こうした性別役割分業家族は家族の規範モデルでもないし、典型的ともいえない。性別役割分業型家族を家族の基本型としてそれを前提に年金制度を組み立てるから、多くの女性は年金制度に不信感を募らせる。世帯単位ではなく、個人を単位とした制度とし、「自分の年金」の実感をもて

めなくても個人としての年金権を確保できるような「年金改革」が行われたのは昭和六〇年(一九八五)のことである。これは「国民共通の基礎年金を導入し、婦人の年金権の確立を図る」年金改革と位置づけられている。それまでは無職の主婦も任意加入で国民年金に加入する方法があったが主婦層の七割しか加入しておらず、そのままだと三割の主婦は個人としては無年金になるという事態を「救済・保護」する措置だったようだ。

一九八五年というと男女雇用機会均等法が骨ぬき状態であろうやく成立し、女性差別撤廃条約の批准に間に合った年であることを想起してほしい。



るものにした。

企業の国際化の波の中でサラリーマンの終身雇用制度も揺らいでいる。退職金をなくす企業もあるという。女性も「家事・育児だけ」の生き方にノーマルと言いつつ、自分の人生を」と求めている。

相変わらず「女は家にいればいいんだよ」女は引つ込んでいろ」的な政策（家族の世話を主にして、家計補助的に働け）をとり続けている。雇用においては男女平等と、年金制度や税制の個人単位化が切り離せないことを、鋭敏な企業経営者も気づきはじめた。専業主婦さえ優遇しておけば少子化がくい止められるわけでもないこともこの間証明済である。女性たちは「母・妻としての人生」だけに幸福感をもつわけではないのだ。

既婚女性の過半数はすでに就労している。現在無職でも就労希望をもつ女性が多い。「今は主婦している」女性が「一生専業主婦」希望でないこともあきらかだ。

まず、現役世代女性の三分の一強もが年金制度の第三号被保険者であること、つまり年金制度の周縁にまるで保護対象のように位置づけられている事実を知ろう（年金審議会委員に第三号被保険者はいない）。そしてこんな状況を次の世代に持ち越さないような制度改革をするために年金について建設的に論じようではないか。

■第三号被保険者とは

どんな人たちか

第三号被保険者は全国に一二〇〇万人以上いる。そしてその殆どが女性である。そこでこの制度は「専業主婦優遇政策」と呼ばれている。だが第三号問題の本質は「性別役割分業型企業社会と分業型サラリーマン夫婦優遇」問題である。同じ「無職の妻」でも自営業の妻は「優遇」されないし、同じサラリーマンの無職の妻でも夫がリストラに会ったり定年を迎え無収入になれば、「優遇」はなくなる。

さらに第三号の一二〇〇万人の「専業主婦」は事実上の主婦専業ではない。そのうちの四〇〇万人は一三〇万円未満の所得をもつ「兼業主婦」である。そして第三号という制度は、「優遇」という隠れ蓑の下でこの四〇〇万人をつまでも年収の少ないパート職に閉じ込める役を果たすとともに、「年金の保険料を自分で負担する」という意味での市民としての自立を阻害し、老後の生活も夫に経済

的に依存せざるを得ない状況へと女性を誘導してしまっている。この意味で第三号問題は女性パート問題と直結している。

年収が一三〇万円を越えたと妻も三号ではなくなる。しかし税金の「配偶者控除」、「配偶者特別控除」、企業の「配偶者手当」、国民健康保険ではなく夫の社会保険に入れるなど、サラリーマンの妻を専業主婦にしておく十重二十重の策がはりめぐらされており、「家計」としての損得勘定がプラスになるには年収約一五〇万円を越える必要があるという。月一〇万なら「優遇」されるのに、月一二万だと身ぐるみ剥かれるというこの現実！

月一二万を稼ぐには、パートの時給八〇〇円で計算すると月一五〇時間働かねばならない。それくらいなら配偶者控除の枠内に止まり、第三号被保険者のままにしようという計算が働いても不思議はない。結果としてこの制度はサラリーマンの妻がより多く働こうとする意欲を削ぐことに加担している。今まで安い労働力を確保したい企業に好都合の面もあったが、女性の能力を活用したい経営者にとってネックになる面も大きい。

■どんな制度を 求めるのか

女性も男性も仕事をし、一人でも生きられるが一緒にいたければ

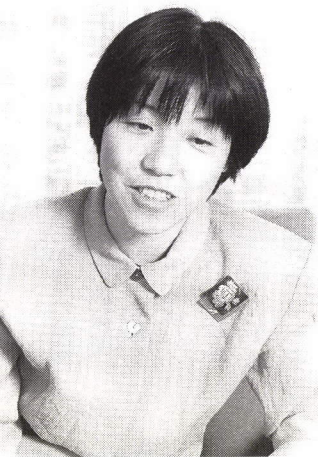
それもよし、という自発的な関係性のなかで家族を構成し、家事や育児や介護を担い、それぞれが生活を自分で支えるだけの年金を確保して、安心して老後を迎えることができたらいと思う。女性の厚生年金受給額が男性のほぼ半分という事態も根本的問題だ（女性の低賃金・短期間雇用の問題）。

年金制度は五年に一度の改正があり、一九九九年が改正の年にあたる。厚生省はそのための見直し作業を進めている。

年金審議会では、例えば、現行の制度を大幅に変える（「基礎年金部分だけを残し、あとは民営化する」）「年金保険料を全部税金でまかなう。その財源には消費税をあてる」など」という案から、より個別的な問題まで、さまざまな議題が提出されてきた。「第三号問題」も無論論すべき課題の一つに上がっている。九七年一二月に論点整理が発表され、九八年にはこれらの論点について選択肢の具体的な検討に入っていく。税制や社会保障などあらゆる政策を男女平等社会の理念と矛盾しない方向に変えることが、二一世紀にむけた私たちの課題である。

年金改革をこの流れの中にしっかり位置づける必要がある。そのための時間はあまり多く残っていない。

地域でも、組合内でも、女性たちがぜひ大きく声を上げてほしい。



国広陽子さん
(撮影者 根岸ふじ枝)

官庁の中で市民運動!

— 厚生省にもいる
「けなげ」な役人 —

岩田和子

今年、政界・経済界・社会一般、すべてにおいて大揺れを経験した日本列島だった。

だからこの秋、今後の日本の進路を決めるための新しい指針ができたことは、重要な割にあまり注目を浴びなかった。

その「新しい指針」とは、厚生省の諮問機関・人口問題審議会から提示された報告書「人口減少社会・未来への責任と選択」である。

この中で今回「新しい視点」として目を引いたのが、少子化の原因に、働く女性への育児サービスがきわめて利用しにくいこと。男女の伝統的な役割分担意識の根強さがあることなどをズバリと言いつつた部分だ。そして少子傾向をくいとめるには、「子どもは社会全体で扶養すべき責任がある」として、諸制度や企業のありかたの見直し、サービスの拡充などが必要、とも指摘する。お、ちよつとはわかってきたか、といった感じ。

ところで、この審議会の事務局を務めたのは厚生省政策課。ここもまた、超ハードな働き方を要求される職場である。

しかしいくら頭脳集団だつて、一人一人は生身の人間。政策課では、報告書にかかわる立場でありながら、これじゃいかん、自分たちの働き方にも、もっと見直しが必要ではないか、との動きが出てきたという。

どれほどハードかというところ、平成九年十一月五日の朝日新聞夕刊コラム「変換キー」によれば、「審議会の事務局を仕切る政策課の掠野美智子さんは、入省三年目に職場結婚した。お互いに帰宅が午前〇時をまわるような生活が続いている。『子どもを産んで産めないことはないけれど、ゆとりはまったくなくありますよね』と苦笑する」。

ところが十一月はじめの朝日新聞に、面白い記事がのつた。厚生省政策課の内部に、このままでは審議会の提案に反すると「男女がともに育児に責任をもつための省内市民

運動」が旗揚げされたという。さっそく、運動の責任者に選ばれた香取照幸企画官（四一歳・二児の父、共働き）に、どんな運動を展開するつもりなのか、話をきいてみた。

今のところ「まだ実際に何かをしたというわけではないんですよ」とのことだが、勤務時間外の活動として、同志を募り始めたという。

「実際問題として、男は職場にエネルギーの一〇〇パーセントとはいわないけど、それに近いぐらいのものを要求されるのが日本の社会でしょ。共働きだつて言つても、結局男は家庭から仕事の方へとられちゃうし、本人自身も仕事へ逃げちゃう。その方が楽ですからね。これでは働く女性ばかりでなく、だれもが子どもを産み育てるのはきわめて

困難です。こういう体質を改めるよう、企業に言つても、また組合に言つても、なかなか改まらないんです。組合の企業つてすごく男性優先ですから。

第一、企業にはそんなこと言うけれど、じゃ自分たちはどうなのかって考えてみると、ひどいありさまなんですよね。僕だつて、昨日帰宅したの午前三時ですし」

本気で改めるためには、制度もさることながら、働く人たち各人の価値観を改めることこそ重要なのだと思ひ至つたという。

「省内でも自分たち自身の問題として、働き方を考え直してみようではないかと、今回のことを始めたんです」

香取さんのまわりにいる同僚の話もきいた。

「結婚も子育てもなかなかたいへんですよ。まず、男も女も三〇歳をすぎないとなかなか結婚できない。それ以前に結婚するケースっていうのは、学生時代から相手がいる人です。子どもだつてつくつて育てる暇がない。女性だつて同じように働きますからね。だから女性の場合、子どもができる」と出向になる人も多い」

また離婚もけっこう多いという。この場合も、女性が子どもを引き取つた場合、子育て

てに要する時間を確保するため、出世コースからは外される可能性が高い。

「僕自身、子育てのたいへんな時期は過ぎましたが、これから結婚する若い人たちは子どもを持つて働き続けることについて、よく考えていかなければならぬと思うんです。児童家庭局や年金局にかかわる問題も出てくるでしょうね。

僕はこのことを『働く女性の問題』とは考えないようにしています。そうすると『なんだ、女の問題か、関係ないや』つて、ただでさえ家庭の問題となると逃げてしまう男性がもっと逃げちゃうでしょう。だから等身大の問題『働く親の問題』として、いっしょに考えていきたいんですよ。今こそ、みんなで議論をすべき時期だと思ひます」

今はメディアが発達しているので、他の省庁の職員たちともネットワークが作りやすい。中には「我々も参加できるのか?」と、積極的にアプローチしてくる他省の人もあるという。

実際の活動はこれからだが、日本の中枢で始まったこの市民運動、どう展開していくか、じっくりと見守っていきたい。



ムスメが

言いたい

呆れる、驚く、腹が立つ……

もの言わぬは腹ふくるるわざ、と
むかついているヒト、誰でもどうぞぞ！

却下された

「市長交際費返還要求」

大阪府箕面市 神崎 房子

当地の現市長寄りの議員連
は「海外視察と称する市民税
による旅行」に出掛けても、
市民にはその後一言も報告を
しないばかりか「市長交際費」
から賤別まで受け取っていま
す。そしてこの「賤別受領議

員」が監査委員になっている
ため、今回私達が提出した
「市長交際費返還要求」の監
査請求を頭から見もしないで
「却下」をしてきました。

これがファム・ポリティク
の材料になればいいと思っ
ていますが。参加者は箕面市
だけでなく、大阪府下、兵庫
県下などの市議と市民で構成
しています。

監査請求は却下されたもの
の、もちろん私達はこれで諦
めているわけではありません。
隣の豊中市ではなかなかよい

私も批判の一票を

共産党に入れるが

神奈川県横須賀市 松本 弘子

「中教審答申」にひそむ
危険」、とても分りやすい文
章で、問題がよく分ります。

うちの息子（いま二四歳）
が小学生の頃は、私立中学を
受験する一握りの子供がジュ
クへ通っていました。いま
は低学年から始どジユクへ通っ
ています。たしか前にもお知
らせましたと思いますが。親は
不安ですし、いま共働きが大
部分、共働きでないのは、こ
れもほんの一握りの大金持ち
のみ。

専業主婦なんて消えてしま
いましたから、家で子供の面
倒みてやるヒマもなく、ジュ
クに通わせるしかないのかも
知れませんが、いつからこん
な風に勉強は塾で、遊ぶのは
学校でになってしまったので
しょうか。

三〇人クラスで、分かる授
業をと痛切に思いますね。井
上桂子さんが無力感が先に立
ちますと結んでいらつしやる
ように、私も無力感あるのみ
です。

共産党についてですが、菅
野さんという方のおつしやる
通りと思っています。私にも

党員の友人はいますが、いま
は批判として共産党に入れる
ことが多くなりました。

それと党を止めた人を赤旗
で口汚くののしるのはいやで
すね。共産党のアカハタ日曜
版、創価学会の聖教新聞を一
年に何回か購読させられるこ
とがありますが、よく似た感
じで……自画自賛が多過ぎま
す。

私の行政改革案

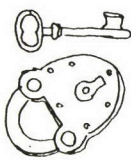
議員定数は減らさないで

千葉県我孫子市 中野 耀子

行政改革論議では、大蔵省
を分割するとか、叙勲制度や
特殊法人の廃止、地方分権の
拡大などが世論で提案されて
います。改革の中身が、小さ
な政府・良いサービスとなる
ことを誰しも願っているのだ
ですが、他に今すぐにも着手す
べきものとして、選挙制度の
手直しと政党助成金の廃止が
あります。

小選挙区制度を廃止し、国
民の総意をより正しく反映す
る改革がなされるべきです。

その方法としては、従来の
参議院選挙を模倣した制度が
良いと思います。中選挙区の
地方区と、比例代表の代わり
に全国区を組み合わせたもの
が、衆議院選挙においても望



ましい。比例代表制は無所属の人に機会がなく不利なので、全国区制を採用すれば、政党にも無所属にも公平だと思われま

次に必ずメスを入れるべきは、政党助成金です。政党は支持者によって支えられるべきであり、国民が税金で政党を支えるのはおかしい。もし

かしたら憲法違反ではないのかとさえ思います。政党助成金の廃止によって、福祉に予算が廻れば、どんなに有効で、お金は生きること

他にたいへん気になることは、「議員定数を減らせ」と言う主張を見かけることです。本当に議員定数を減らせば、行政改革につながるのでしょうか。これはとても危険な考え方

議員数を減らすことが、すなわち行革だと考えられる理由は、議員一人当たりの経費が多すぎるからでしょう。それならば、議員一人当たりの経費を削減すべきです。

国会議員も普通の会社員並みの給料にし、決してウマ味のある仕事ではない待遇にしたらどうでしょう。秘書費用や行動費などの必要経費を支給し、他の議員特権を廃止すべきです。

議員定数を減らした時、な

ぜ民主政治は危機に陥るのでしょうか。

日本の人口は、今や一億二千万人だと言われておりますが、その国民の意見を代弁する

には、今の議員定数でも少な過ぎると思います。もし現在よりも議員を減らした時には、議員たちは、今よりもつ

と国民の声を聞かなくなるでしょう。

私は個人的には、これまで国会議員と対話をしたことがありません。直接何かをお願いしたり、話を聞いて貰った

こともありませんし、陳情や請願もしたことがありません。もし議員定数が減れば、対話も陳情も請願も、さらに困難

となるでしょう。それは単純に計算上から考えても、定数減によって、議員が国民と接触し、対話をする

機会は減ってしまいます。しかし対話が難しくなるのは、なにも計算上の理由からだけでは

ありません。小選挙区制度のもとで、もし議員定数を減らせば、容易

に一党独裁を生みだす結果になるでしょう。定数削減で、簡単に自民党独裁の国家を作り

上げることができるようになります。独裁政治には、国民との対話など必要ないことは当然です。

ですから私は、議員定数の

削減には反対です。むしろ現在の倍くらいに議員数を増員しても良いと考えています。危ない行革論議には、ウツ

「家永教科書裁判」に思う

東京都新宿区 遠藤 京子

去る八月三〇日「家永教科書裁判終結」という新聞記事を見ました。文部省に教科書

検定制度ができた昭和三十一年に、小学校に入学した私として

思うことがあります。歴史をみると、常に人間は進歩、発展するものだと

いう前提で、すべてを階級闘争の構図としてとらえる見方には無理

があるのではないのでしょうか。『男対女』という構図も

もしかあります。先日の女性が国会を占拠(?)したというニュースは、私の目には茶番

に写りました。人間として素晴らしい人が素晴らしいので、素晴らしい人に、出て

たきたいと思えます。マスコミで家永裁判の焦点

す。体験したことでも、全容を知っているわけではないのですから。

三二年間の教科書論争の間、この議論の「答は三〇年後に出る」と誰かが発言していましたが、その教科書で育った

女性への暴力について

東京都足立区 飛鳥ゆい

最近女性に対する暴力のことがとても気になってきます。といいますのも、私の身近に

いる女性が夫から殴る蹴るの暴力をうけていて、ほとんどノイローゼ状態なのです。

ひたすら自分が悪いから殴られるのだと思いきや、夫から暴力を受けている人のほとんどがこのように考

えて、自分一人で我慢しているそうです。その人は働いていないために

「無駄飯食い」などとののしられたり、何かミスすると「おまえなんか飯を食うな」といわれ、本

当に夫の前では六ヶ月間食事をしなかつたそうです。自分が自由に使えるお金はなく、着る物も買えず

にいます。確かにその人のやることは要領が悪く、夫にし

られるのですが、でも暴力はいけないと思います。幼い子供がいまから、外出もままならず、家の中でひたすら悶々

としていらっしゃるのです。このままでは病気になるか、精神を病んでしまうのではないかと心配です。

この話をその人から直接聞いたわけではないので、私としては何もしてあげられませんが、何とか社会でもっと夫

からの暴力について大々的に取り上げてもらい、夫からの暴力は犯罪だというような状況になつて、多くの苦しんで

いる女性達を救いたいです。またこの問題についてもっと良く勉強したいので、ぜひ誌上で取り上げてもらえませんか。

「成長神話」を抜け出す

東京都新宿区 野本 美希子

「不況」や「倒産」はたしかに御免ですが、マスコミも含めて、どうしていつも経済は前年度より「成長」しないといけないようにいうのでしょうか？ 人口も減っていくの

だし成長しなくても構わないと私は思うのですが……。

読者のみなさまへ

お知らせとお願い

◆タイのバーツの暴落から始まって、アメリカや日本まで巻き込んだ株の値下がり。ようやく立ち直りを見せてほっと一息というところですが、東南アジアの繁栄は根無し草、いまにとんでもないことになるぞ、と囁かれていたことが現実になるのではないかと恐ろしくなります。そのとき日本はどうなるのか。

アメリカの好況、好況と言われているものの実態も、企業が儲かり、株価はうなぎ登りという現実の背後には着々と開く貧富の差、弱肉強食の構図……。

こうしたことの行く末がいろいろあります。一五年前の中曽根政権以来、

アメリカのあとを追っている日本でも、社会の荒廃がこれから進むことでしょう。

◆もっと恐ろしいのは来年に迫る金融ビッグバン。外国の金融資本が日本になぐりこんでくるのです。マルクスは資本主義社会で最後に権力を握るのは金融資本、といっています。これまで国内での銀行の不祥事を見ている、彼の言ったことはホントだった、という気がします。外国の銀行によってひとつの国が支配される……ぞっとするのは私だけではないと思います。

◆さて「ここが言いたい」へのご投稿、論理の筋がとおらなかつたり、あまりにありふれている場合は掲載しないこともあります。ただし編集部の思想信条と違っているという理由で没にすることはありません。

女の政治日誌

— 一〇月から二月まで —

▼もめにもめた「地球温暖化防止京都会議」は最終日の二月一〇日、ようやく日本六%、アメリカ七%、ヨーロッパ八%という二酸化炭素排出削減の数値目標を決定、幕を下ろすことになりました。

ゼロ%を強硬に主張していたアメリカが、最後の段階で意外に大きな歩み寄りをみせていますが、これは最初から仕組まれていた演出に違いあ

りません。

とは言うものの温暖化防止の第一歩が踏み出されたわけで、未来にわずかの曙光が見え始めたというところでしょう。

▼それにしても一〇月以来のこの三か月は、実に目のまわるような激動の時期でした。

タイのバーツの暴落につき、株の値下がり、その上に山一証券の自主廃業。四大証券のひとつの伝統ある「山一」の廃業は「住専」問題とは比

いうことに違いありません。

▼それにしても大和証券、日興証券と大手の証券会社が行っていた総会屋相手の損失補填も明かるみに出て、企業の行っていた「強きを助け、弱きをくじく」行為が白日のもとにあばかれています。こうした例の背後に、どれほど多くの同じような現実が存在していることか。

▼のびのびになっていた「介護保険法」も二月九日になつてついに成立しました。

成立間近になって、だんだん不人気になってきたのは、現実的にみるとどうもうまく機能しそうなない、という視点が強まってきたからなのでしょう。

なんで国家がこんな保険をかせさせる必要があるのか、ふつうの保険なら使わなかった場合はお金がもどってくるのに、使わなかった場合にも戻ってこない、掛け捨てなら掛け捨てで、もっと安い値段であるべきだ、と強硬な意見も聞こえてきます。

自治体の首長のなかには、猛然と反対している人もいて、現場で介護の責任を負うことになる当事者の意見をもつと

第5期 女性のための政治スクール

- ◆日程 1998年1月24日(土)から10月3日(土)までの10回。午後1時30分～午後4時50分
- ◆内容 「女性の手で日本の政治文化を変えよう」をテーマに、坂東真理子氏(埼玉県副知事)、岡澤憲英氏(早稲田大学教授)、小宮山洋子氏(NHK解説委員)、山崎泰彦氏(上智大学教授)等による充実したカリキュラム。1回2講義制(2人の講師) 定員50名
名誉校長: 加藤シツエ 校長: 加藤タキ 副校長: 細川佳代子 事務局長: 円より子
- ◆会場 フォーラム永田町(千代田区永田町: 地下鉄永田町から1分)
- ◆費用 入学金 1万円 授業料 5万円 計 6万円
- ◆申込み期間 1998年1月20日まで
- ◆申し込み 女性のための政治スクール事務局 担当 太田
問合せ先 TEL: 03-3508-8738 FAX: 03-5512-2738

聞いてみたいと思います。野党はこぞつてこの法案に反対ですが、いったいどこが悪くて反対しているのか、伝わってこないのがうんざり。もっともテレビがもっと発達して国会での議論が全部放映されるとしたら、国会での議論ももう少し充実したものに、もっと国民に身近なものになるかも知れません。